

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六（略） 六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤 六の三（略） 六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤 六の五、六の十一（略） 七、十九の二（略） 十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤 十九の四、十九の六（略） 二十、二十四の五（略） 二十四の六 ブロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤 二十四の七（略） 二十五、三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。	（毒物） 第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。 一、六（略） （新設） 六の二（略） （新設） 六の三、六の九（略） 七、十九の二（略） （新設） 十九の三、十九の五（略） 二十、二十四の五（略） （新設） 二十四の六（略） 二十五、三十一（略） （劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート

、二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラート及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

シラートの混合物(二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メ

トキシメチル)ベンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―

シアノプロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパン

カルボキシラート八〇・九%以下を含有し、二・三・五・六―テ

トラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベンジルⅡ(E)―(一

R・三R)―三―(二―シアノプロパー―エニル)―二・二―

ジメチルシクロプロパンカルボキシラート一〇%以下を含有し、

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベン

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (105) (略)

(新設)

ジルⅡ(Z) — (一S・三S) — 三 — (ニシアノプロパー — エニル) — ニ・ニ — ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二 %以下を含有し、ニ・三・五・六 — テトラフルオロ — 四 — (メト キシメチル) ベンジルⅡ(EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (ニ シアノプロパー — エニル) — ニ・ニ — ジメチルシクロプロ パンカルボキシラート — %以下を含有し、かつ、ニ・三・五・六 — テトラフルオロ — 四 — (メトキシメチル) ベンジルⅡ(E) — (一S・三S) — 三 — (ニシアノプロパー — エニル) — ニ・ ニ — ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含 有するものに限る。 — 並びにこれを含有する製剤	
(107) (170) (略)	(106) (169) (略)
三十三 (略) 三十三の二 — (ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する 製剤。ただし、ニ — (ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を 含有するものを除く。	(新設) 三十三 (略)
三十三の三 (略) 三十四〇百九 (略)	三十三の二 (略) 三十四〇百九 (略)
2 (略)	2 (略)